

会議名	全国自立援助ホーム協議会あり方検討委員会（ケア基準・標準化グループ）第8回		
日時	2022年5月19日（木）10：00～11：40	場所	オンライン（zoom利用）
出席者 役割所属 ※敬称略	<ul style="list-style-type: none"> ・ 串間 範一（会長/ウイング・オブ・ハート） ・ 松本 耕造（副会長/清周寮） ・ 前川 礼彦（副会長/湘南つばさの家） ・ 恒松 大輔（事務局長/あすなる荘） ・ 江尻 飛鳥（研修：長/あい） ・ 大橋 達也（広報：長/吾が家） ・ 國分 健作（制度政策：副/アイグループ） ・ 万治 貴史（事務局/カリヨンタやけ荘） 		
／8名			
○協議内容：			
⇒結論			
<p>3. 利用者の権利擁護</p> <p>（1）利用者の尊重と最善利益の考慮</p> <p>①自立援助ホームが大切にしている実践の「思い」と「眼差し」を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の最善の利益と意思決定（自由意志）の両立が難しい。 ・ 職員が正解を知っているわけではないが、望ましいと考える選択と本人の選択にずれがあった場合にどう伝えるか難しい。 ・ 十分な説明と、その後の保障が大切。 ・ 入居の段階から本人の意思決定を大事にすることを説明。入居前の生活や経緯は様々だが、利用者本人ができること、ホームとしてできることをしっかり確認し合っている。 ・ 自分で使う部屋や食器を選ぶことからスタートする。選べないことやできないことについても互いに知り合う。2か月程はじっくり時間をかけ、導入を大切にしている。 ・ 職員が、利用者の権利擁護とはなにか？を理解するようにしている。チェックリストを活用し、定期的に確認し合っている。 ・ 苦情解決委員に弁護士がおり、利用者と一緒に勉強している。 ・ 人権チェックリストの活用を導入予定。 ・ 直接職員に言える関係を目指しはするが、難しい面も多々ある。権利保障のためには、色々な立場の人の目が必要。 ・ 自身の権利の主張が相手の権利を侵害している場合もある。権利侵害されてきた経験のある利用者に伝えるのは難しい。繰り返し話し合う。 ・ 法人の特徴として、担当弁護士制度がある。相互理解が重要。 ・ 意思表示があったとしてもそれが利用者本人の本音かはわからないこともある。 ・ 利用者だけでなく職員の目標シートもあり、支援計画に係る部分がある。記入には利用者との面談が必要。 ・ 言いたいことは言え、権利の主張ができる関わり、環境を目指している。 ・ 動機づけ面接について県全体で取り組んでおり、勉強中。 ・ 職員と話したがる利用者も増えている。言葉選びは慎重に。 ・ とにかく環境だけは整えるようにしている。 ・ ホームのきまりは利用者の意見をくみ取りながら度々変更している。 ・ 発達特性等がある利用者への対応について、他利用者への説明も重要。 ・ 入居前の家族との関係への理解や配慮も必要。 ・ 積極的に聞き取るよりは、漏れ聞こえるものを大事にしている。 ・ 嘘や自傷行為の意味、何かしらの意思表示かもしれないと一つひとつ掘り下げねばならない。 ・ 職員会議に他ホームや弁護士に参加してもらって、多角的な見立てができるように工夫している。 			

- ・入居前の導入を大事にしている。コミュニケーションを積み重ねて断ち切らない。
- ・一つひとつの意味を丁寧に説明することに注力している。
- ・一人ひとりに目をかけ、心をかけていれば一日記録が何もないということはない。
- ・会話をする文化を崩さない。

(2) 守秘義務

- ①知り得た情報を外部には非公開とすることを厳守する。
- ・情報の取り扱いには事前に説明し、記録や資料は開示できるものはしている。
 - ・開示請求の手続きに関する規定。
 - ・職員は入退職時に誓約書。家族や友人にも漏らさないように説明している。
 - ・入居時に約束。SNSやネットライブ配信に関しても注意。
 - ・外部の人と通話状態のまま、職員と話しているケースもあった。
 - ・共有スペースで配信や通話をしようとするケースが増えてきた。
 - ・個人情報自分でも守るように助言。
 - ・職場や学校との情報共有の際は事前に了承できるようにしている。
 - ・職員や関係機関との間でも情報共有に工夫が必要。
 - ・親の住所に関する開示請求があった際に、前籍施設とホームとで意見に差異があり、対応に苦慮した。センシティブな部分であり、慎重に対応されたい。

(3) 利用者の意向への配慮

- ①日常生活の中で語らいの環境を保障し、利用者の意向を汲み取る。
- ・言いたいことを言えるような環境作り。
 - ・利用者からの要望は前向きに検討するように努めている。レクリエーションや外出行事等もなるべく実現できるように、言ってもだめだと思われないように。
 - ・生い立ちの整理は手が付けられておらず、課題となっている。利用者から話があった際に傾聴する程度しかできていない。職員の聴く技術も上達させねばならない。
 - ・共用スペースに利用者がいたら何気なく、一緒に居る。
 - ・無理難題であっても、よく話し合っって結論を出す。話し合う良いきっかけにはなっている。
 - ・「言ってもだめだ」の積み重ねが何も言わなくなることにつながる。まずは否定せずに聴く。
 - ・児童相談所からの事前情報で把握している内容であっても、利用者が直接話してくれる機会があれば丁寧に聞き取る。
 - ・利用者の見方や考え方が肯定的に捉えられるように助言することが、生い立ちの整理につながると思っている。
 - ・児童相談所の情報や把握が十分でないこともある。
 - ・生い立ちの整理がメインだと捉えている。社会に出て、ホーム外の人と関わる上で自分のことをそれなりに話せるようになってほしい。
 - ・LSWの一種でサブストーリーを一緒に作ろうよと投げかけている。墓参りをしたいと希望する利用者があり、自身の家族親族関係について知りたいと思うきっかけになった。ジェノグラムと一緒に作成することもある。
 - ・今の意向と、今後起こり得る意向への準備をしたい。自立援助ホーム入居中にできる限りのことをしたい。
 - ・ホームの大人が、本当の自分のストーリーを知っていることが支えになると考えている。
 - ・事務室ではなくリビングに居て、いつでも話を聞けるように工夫。業務中でも手を止めるようにしている。
 - ・職員を選びながら、付き合うようになる。話している最中に他利用者とは出くわしても、話を切り

替えて場の空気が悪くならないよう配慮。

- ・「個別で話を聞いてほしい」や「一緒に外出したい」というような希望が出てきて、職員と話す時間が増えてくれば、目標や希望を汲み取りやすくなる。
- ・慣れてくると不満も出てくるが、個々の事情や個性が理解できるように関わる。
- ・外出行事の際に一緒にフォトブックを作成。嫌なことばかりでなく、たまには良いことがあると振り返ってもらえればと思う。
- ・家族のことや自身の存在について、が最も重要だと考える。
- ・生い立ちの整理とLSWの区別。居所が転々としている利用者の、自身の存在に対する漠然たる不安感へのケア。
- ・人生と一緒に振り返ることができる人の存在が重要。
- ・生活の主体者は利用者であり、皆で暮らしを作り上げていく雰囲気。

②契約については、自己決定を尊重する。

③入居についての約束事があることを伝え、確認をする。

- ・入居前に見学説明を十分に重ね、納得してもらえるようにしている。
- ・既に在籍している場合の通学について、門限の配慮。
- ・契約書はなく、約束事と重要事項説明。自分の意思で入居し、自分の意思で退居する場所。
- ・制度を利用している以上、退居する際も事前に相談は必要だと説明。
- ・入居時にきまりを説明し、自分がどうなっていきたいか確認。
- ・自由なタイミングで退居を希望する場合は明らかなリスクについては伝え、反対はする。
- ・新制度の活用で、退居に向けて段階的な取り組みがしやすい。
- ・利用者自身が退居を決意できる時期を待つ。
- ・無理に入居する場所ではないこと、20歳までは利用できる場所であることを伝える。
- ・社会に出て一人暮らしをすることは、子どもであることの最後（大人になるための最初）の権利行使と捉えている。
- ・無断外泊の場合、一度は退居させる。翌日にやり直したいと戻ってくる場合も。
- ・外に出て、初めてわかることも多い。退居後1か月は部屋を空けておく。
- ・関わり続けることを諦めずに伝える。言葉だけでなく態度も。
- ・退居時期を意識できるように、少しずつ話題に挙げる。
- ・外に出て困った経験がないとわからないことも多く、その時にどう関わって支えられるか。

次回

2022年6月16日（木）10:00～11:30 場所：オンライン